

女性活躍推進法の制度改正について

目次

- 1. 女性活躍推進法について
- 2. 男女の賃金の差異の公表方法等について
 - (1) 情報公表の実施時期、概要
 - (2) 算出の手順
 - (3) 総賃金について
 - (4) 人員数について

1. 女性活躍推進法について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律概要 (民間事業主関係部分)

改正後

事業主行動計画等

赤字が改正事項（省令） 令和4年7月8日施行

次の(1)・(2)について、**常用労働者数が101人以上の事業主は義務、100人以下の事業主は努力義務**

(1) 企業においてPDCAサイクルを回すことを促し、女性活躍の取組を推進

⇒ 自社の女性の活躍に関する**状況把握・課題分析**、及びこれを踏まえた**行動計画の策定・届出・社内周知・外部公表**

※常用労働者数301人以上の事業主は、**男女の賃金の差異の状況把握が義務化**

(2) 女性の職業選択に資するよう、企業の情報公表を促進

⇒ 女性の活躍に関する情報公表

☞ 情報公表の項目 (省令で規定)

- ①働きがいに関する実績 (女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供)
②働きやすさに関する実績 (職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備)
について、

▶常用労働者数301人以上の事業主 (義務)

①から**男女の賃金の差異を含めた2項目以上と**

②から1項目以上、**計3項目以上を公表**

▶常用労働者数101人以上300人以下の事業主 (義務)

①及び②の全ての項目から1つ以上公表

▶常用労働者数100人以下の事業主 (努力義務)

①及び②の全ての項目から1つ以上公表

常用労働者には、正社員だけでなく、パート、契約社員、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の要件を満たす労働者を含む。

- ①期間の定めなく雇用されている者
②期間雇用者であり、過去1年以上雇用されている者又は雇い入れから1年以上雇用されると見込まれる者

(3) 認定制度によるインセンティブの付与

⇒ 優良企業を認定し、認定マーク「えるぼし」「プラチナえるぼし」の利用を可能に

☞ 認定基準は、業種毎・企業規模毎の特性等に配慮し、省令で規定



(4) 履行確保措置

⇒ 厚生労働大臣（都道府県労働局長）による報告徴収・助言指導・勧告、情報公表に関する勧告に従わなかった場合企業名公表

女性活躍推進法を踏まえ実施する必要がある事項：状況把握と目標設定（1／2）

一般事業主行動計画の策定・届出

▶ ステップ1 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析（義務）

- ・自社の女性の活躍に関する状況を、以下の基礎項目（必ず把握すべき項目）を用いて把握してください。
- ・把握した状況から自社の課題を分析してください。

基礎項目	①採用した労働者に占める女性労働者の割合（区） ②男女の平均継続勤務年数の差異（区） ③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況 ④管理職に占める女性労働者の割合
------	---



男女の賃金の差異（全・正・パ有） ※301人以上事業主のみ

新規

(注1) 事業主にとって課題があると判断された事項については、別に定める選択項目を活用し、原因の分析を深めることが有効です。

(注2) (区) の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要です。

(注3) 男女の賃金の差異は正規雇用労働者、パート・有期社員（非正規雇用労働者）、全ての労働者の区分ごとに把握を行うことが必要です。

< 雇用管理区分とは >

職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものです。雇用管理区分が同一かの判断にあたっては、従事する職務の内容、人事異動(転勤、昇進・昇格を含む)の幅や頻度において他の区分に属する労働者との間に、客観的・合理的な違いが存在しているかによって判断します。

(例：総合職、エリア総合職、一般職 / 事務職、技術職、専門職、現業職 / 正社員、契約社員、パートタイム労働者など)

女性活躍推進法を踏まえ実施する必要がある事項：状況把握と目標設定（2／2）

▶ ステップ2 一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表（義務）

- ・ステップ1を踏まえて、

- (a)計画期間
- (b)数値目標
- (c)取組内容
- (d)取組の実施時期

を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定してください。

- ・一般事業主行動計画を労働者に周知・外部へ公表してください。

▶ ステップ3 一般事業主行動計画を策定した旨の届出（義務）

- ・一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出てください。

▶ ステップ4 取組の実施、効果の測定（努力義務）

- ・定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

状況把握・目標設定、情報公表の対象事項

改正後

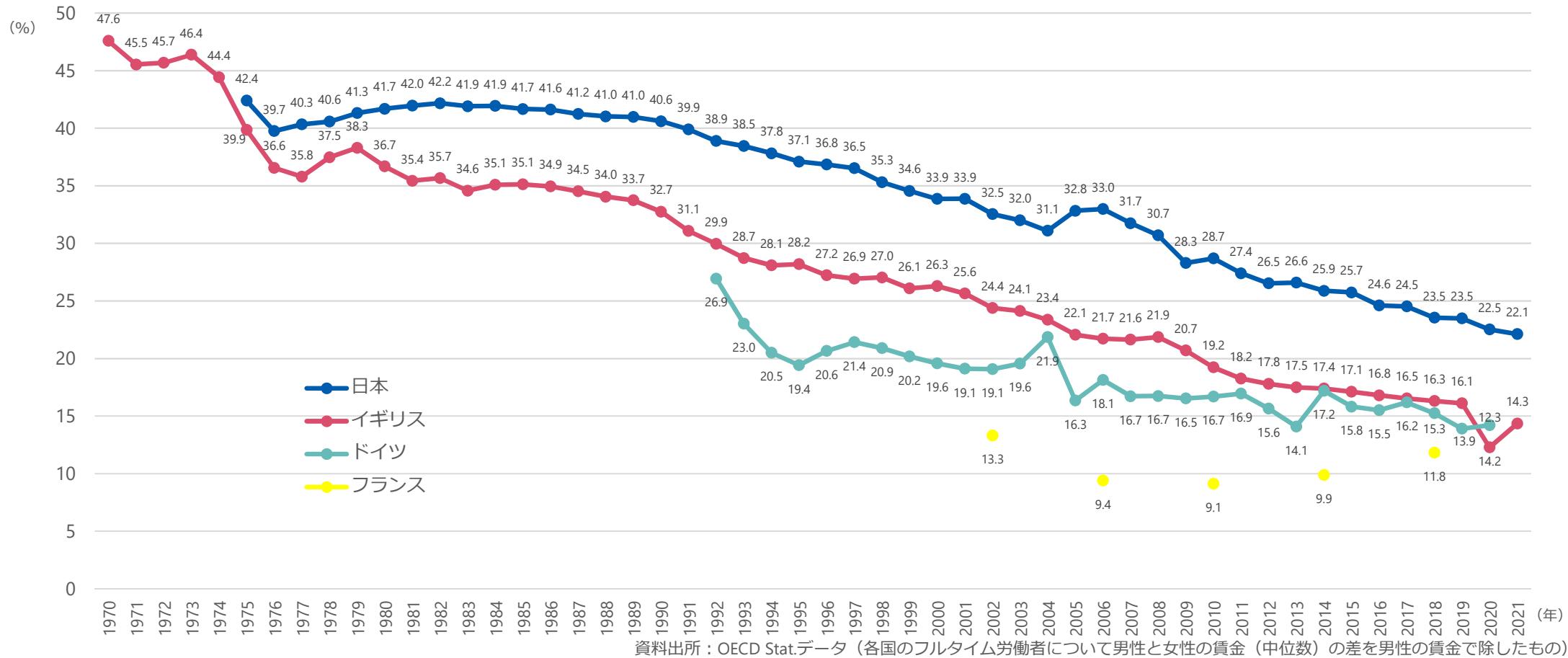
下線の状況把握に関する4つの必須項目に加えて、**301人以上企業は男女の賃金の差異も状況把握が必須**（目標設定は必須項目なし）

男女の賃金の差異を追加し、301人以上企業は公表必須項目

	状況把握・目標設定（16項目+8項目）	情報公表（9項目+7項目）
①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	①採用した労働者に占める女性労働者の割合（区） ②男女別の採用における競争倍率（区） ③労働者に占める女性労働者の割合（区）（派） ④男女別の配置の状況（区） ⑤男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況（区） ⑥管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識（区）（派：性別役割分担意識など職場風土等に関する意識） ⑦管理職に占める女性労働者の割合 ⑧各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合 ⑨男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合 ⑩男女の人事評価の結果における差異（区） ⑪セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況（区）（派） ⑫男女別の職種又は雇用形態の転換の実績（区）（派：雇い入れの実績） ⑬男女別の再雇用又は中途採用の実績（区） ⑭男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者を管理職へ登用した実績 ⑮非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況（区） ⑯男女の賃金の差異（全・正・パ有）	①採用した労働者に占める女性労働者の割合（区） ②男女別の採用における競争倍率（区） ③労働者に占める女性労働者の割合（区）（派） 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 ⇒⑨男女の賃金の差異（全・正・パ有）
状況把握の局面では、把握することを推奨（指針）しております。 301人以上企業は情報公表の必須化に伴い、状況把握も必須化		

※(区)…雇用管理区分ごとに応する項目、(派)…派遣労働者を含めて応する項目

(参考1) 日英独仏の男女間賃金格差 (OECD)



資料出所：OECD Statデータ（各國のフルタイム労働者について男性と女性の賃金（中位数）の差を男性の賃金で除したもの）

厚生労働省のこれまでの取組

- 昭和60年～ 男女雇用機会均等法に基づき、企業における募集・採用・配置・昇進に関する均等待遇の確保等を推進。
- 平成22年 男女間賃金格差の要因を分析（平成22年研究会報告）。役職や勤続年数の差異が、大きな要因となっていることを解明。
- 平成27年 女性活躍推進法に基づき、個々の企業における状況把握・目標設定・情報公表を通じ、女性活躍推進のPDCAサイクルを廻す取組を開始。
- 令和元年 女性活躍推進法を改正し、中小企業に適用拡大、状況把握を見直し（男女の賃金の差異を選択項目に追加）、情報公表を拡充（大企業は2項目公表）。
- 令和4年7月 女性活躍推進法に基づく省令を改正し、常用労働者数301人以上の事業主に対して、男女の賃金の差異の把握・公表を義務付け。

(参考：諸外国における近年の取組)

- イギリス：2017年 男女間賃金格差に関する情報公表を義務付け（労働者数250人超の官民の組織が対象）
- ドイツ：2017年 男女の賃金の公平性に関する報告書の公表を義務付け（労働者数500人以上の会社が対象）
- フランス：2001年 男女間賃金格差を団体交渉事項に追加。 2018年 男女間賃金格差を含む男女平等指標の公表を義務付け（労働者数50人以上の企業が対象）

(参考2) 男女間賃金格差の要因

男女間賃金格差の要因（単純分析）（令和3年）

調整した事項	男女賃金格差		男女間格差の縮小の程度 ② - ①
	男女間格差 (原数値) ①	男女間格差 (調整済み) ②	
役職	75.2	85.0	9.8
勤続年数		79.3	4.1
学歴		77.1	1.9
労働時間		77.5	2.3
年齢		75.9	0.7
企業規模		75.2	0.0
産業		73.0	-2.2

- 男女間賃金格差は長期的には縮小傾向にあります。
- 男女間賃金格差の要因で最も大きいのは、役職の違い（管理職比率）であり、次いで勤続年数の違いとなっています。

（注1）「原数値」は男性100に対する、実際の女性の賃金水準
 （注2）「調整済み」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準

- 上記の分析の手法と結果は、「変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会報告書」及び「平成21年版働く女性の実情」（ともに平成22年4月9日公表）において示し、その後、毎年度の「働く女性の実情」において直近の状況を示しています。

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を用いて厚生労働省雇用環境・均等局作成

2. 男女の賃金の差異の算出方法等について

(1) 情報公表の実施時期、概要

公表時期等について（301人以上企業）

○男女の賃金差異の情報公表

令和4年7月8日以後、**最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。**

その後も毎年、事業年度の終了後おおむね3か月以内に公表する必要があります。

男女の賃金の差異の公表に当たっては、他の情報公表項目と同様に、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」や自社ホームページの利用その他の方法により、求職者等が容易に閲覧できるようにしてください。



**「女性の活躍推進企業データベース」
を是非ご活用ください！**



URL : <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

○男女の賃金差異の状況把握

情報公表を行った後の一般事業主行動計画の策定・変更にあたり、状況把握を行う必要があります。

事業主の作業スケジュール例（事業年度：4月～翌3月の場合） (現行の行動計画期間が令和3年4月～令和5年3月の場合)

公表

令和4年
(2022年)

1月

4月

12月

令和4年7月8日

改正省令等施行



令和4年4月
事業年度開始

令和5年3月末
事業年度終了

新事業年度に初回の情報公表
おおむね令和5年6月末まで

状況
把握

令和5年
(2023年)

1月

3月末

12月

現行の行動計画（令和3年4月～令和5年3月）

次期の行動計画（令和5年4月～）

次期の行動計画を策定する令和5年3月以前の段階では、公表時期が到来していないため、この時点で男女の賃金差異を把握する義務は無し。

令和5年4月に開始する行動計画の、次の行動計画を策定する際には把握する義務が有る。

男女の賃金の差異の公表イメージ

例

公表日：2023年4月25日

男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	81.5%
正社員	78.8%
非正規社員	83.3%

全労働者、
正社員、
非正規社員
の三区分で
公表しま
す。
(必須)

小数点第2位を四捨五入し、小数
点第1位まで表示**(必須)**

該当者が存在しない区分（例えば
一方の性別の非正規社員を雇用し
ていない事業主においては、非正
規社員の区分）について、「-」
で記載してください。**(必須)**

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）**(必須)**

賃金：基本給、時間外労働手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

正社員：出向者については、当社から社外への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。

非正規社員：契約社員、パート社員、嘱託社員を含み、派遣社員を除く。

算出の前提とした重要な事項を記載することが望まれます。

例えば、

- ・賃金から除外した手当がある場合には、その具体的な名称等
- ・正規雇用労働者、非正規雇用労働者については、個々の事業主における呼称等に即して、
どのような労働者が該当しているか

さらに、自社の実情を正しく理解してもらうために『説明欄』を有効活用してください。（詳細は後述）

男女の賃金の差異の意味について

企業における男女の賃金の差異については、行動計画の策定等による取組の結果、特に女性の登用や継続就業の進捗を測る観点から有効な指標となり得るものです。

しかし、例えば、正社員の女性労働者の採用を増加させる取組により、相対的に男女の賃金の差異が拡大することもあり得ます。

男女の賃金の差異が小さい場合でも、管理職比率や平均継続勤務年数などの個々の指標を見たときに男女間格差が生じていることもあります。

企業においては、男女の賃金の差異のみに着目するのではなく、自社の管理職比率や平均継続勤務年数などの状況把握・課題分析を改めて行った上で、女性活躍推進のための取組を継続することが重要です。

説明欄の活用について

自社の実情を正しく理解してもらうために『説明欄』を有効活用することが望ましいです。
(「男女の賃金の差異」以外の情報を任意で追加的に公表可能。)

- ・「男女の賃金の差異」の数値だけでは伝えきれない自社の実情を説明するため、事業主の任意で、**より詳細な情報や補足的な情報**を公表することが可能です。
- ・自社の女性活躍に関する状況を、求職者等に正しく理解してもらうためにも、『説明欄』等を活用し、追加的な情報の公表を検討してください。

任意の追加的な情報公表の例

✓ **自社における男女の賃金差異の背景事情**がある場合

例えば、女性活躍推進の観点から、女性の新卒採用を強化した結果、前年と比べて相対的に賃金水準の低い女性労働者が増え、男女賃金差異が前事業年度よりも拡大した、など。

✓ **男女の賃金差異が年々縮小している**場合

時系列で男女の賃金の差異を公表し、複数年度にわたる変化を示す。

✓ **同程度の役職で集計すると男女の賃金の差異が小さい**場合

属性（勤続年数、役職等）が同じ男女労働者の間での賃金の差異を、追加情報として公表する。

留意事項（法人単位での情報公表）

法に基づく情報公表は、事業主ごとに行うものとされており、男女の賃金の差異についても、事業主ごとに行うものです。例えば、ホールディングス（持株会社）であっても、法の定める一般事業主に該当する限り、単体としての情報公表を行うものであり、連結ベースでの情報公表を行うものではありません。

(2) 算出の手順

①労働者を男性・女性、また、正規・非正規で4種類に分類します。

①労働者の分類

②総賃金と人員数の算出

③平均年間賃金の算出（正規・非正規）

④平均年間賃金の算出（全ての労働者）

⑤割合の算出・公表

「正規労働者」・「非正規労働者」の考え方については後述します。

		女性	男性
正規労働者	女性	女性・正規	男性・正規
	男性		
非正規労働者	女性	女性・非正規	男性・非正規
	男性		

雇用期間に定めが無く、かつ、所定労働時間がフルタイムの労働者。短時間正社員を含む。

所定労働時間が正規労働者より短いパートタイム労働者と、雇用期間に定めがある労働者。

② 4種類の労働者それぞれについて、一の事業年度の総賃金と人員数を算出します。

①労働者の分類

②総賃金と人員数の算出

③平均年間賃金の算出（正規・非正規）

④平均年間賃金の算出（全ての労働者）

⑤割合の算出・公表

総賃金の算出方法、人員数の考え方については後述します。

算出した総賃金・人員数は全ての労働者の男女の賃金の差異の算出に利用可能です。

	女性	男性
正規労働者	女性・正規の 総賃金・人員数 ¥ 	男性・正規の 総賃金・人員数 ¥ 
非正規労働者	女性・非正規の 総賃金・人員数 ¥ 	男性・非正規の 総賃金・人員数 ¥ 

③ 4種類の労働者それぞれについて、平均年間賃金を算出します。

①労働者の分類

②総賃金と人員数の算出

③平均年間賃金の算出（正規・非正規）

④平均年間賃金の算出（全ての労働者）

⑤割合の算出・公表

②でそれぞれ算出した総賃金をそれぞれの人員数で除します。

	女性	男性
正規労働者	女性・正規の 平均年間賃金 (= 総賃金 ÷ 人員数) 平均年間賃金①	男性・正規の 平均年間賃金 (= 総賃金 ÷ 人員数) 平均年間賃金②
非正規労働者	女性・非正規の 平均年間賃金 (= 総賃金 ÷ 人員数) 平均年間賃金③	男性・非正規の 平均年間賃金 (= 総賃金 ÷ 人員数) 平均年間賃金④

④正規・非正規の総賃金・人員数を利用して、全ての労働者の年間平均賃金を男女別に算出します。

①労働者の分類

②総賃金と人員数の算出

③平均年間賃金の算出（正規・非正規）

④平均年間賃金の算出（全ての労働者）

⑤割合の算出・公表

	女性	男性
正規労働者	$\frac{\text{総賃金 (A)}}{\text{人員数 (B)}}$ = 平均年間賃金①	$\frac{\text{総賃金 (C)}}{\text{人員数 (D)}}$ = 平均年間賃金②
非正規労働者	$\frac{\text{総賃金 (E)}}{\text{人員数 (F)}}$ = 平均年間賃金③	$\frac{\text{総賃金 (G)}}{\text{人員数 (H)}}$ = 平均年間賃金④
全ての労働者	$\frac{\text{総賃金 (A + E)}}{\text{人員数 (B + F)}}$ = 平均年間賃金⑤	$\frac{\text{総賃金 (C + G)}}{\text{人員数 (D + H)}}$ = 平均年間賃金⑥

⑤正規、非正規、全ての労働者の区分ごとに、(女性の平均年間賃金) ÷ (男性の平均年間賃金)により、割合(パーセント)算出し、公表します。



	女性	男性	公表する割合
正規労働者	平均年間賃金 ①	平均年間賃金 ②	$\frac{①}{②} \times 100\%$ 正規雇用の男女の賃金の差異
非正規労働者	平均年間賃金 ③	平均年間賃金 ④	$\frac{③}{④} \times 100\%$ 非正規雇用の男女の賃金の差異
全ての労働者	平均年間賃金 ⑤	平均年間賃金 ⑥	$\frac{⑤}{⑥} \times 100\%$ 全労働者の男女の賃金の差異

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示(必須)。 23

労働者の区分（情報公表が必要な3区分）

- 「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の3区分での公表が必要です。
- 「全労働者」は、「正規雇用労働者」と「非正規雇用労働者」の合計、「正規雇用労働者」は、期間の定めなくフルタイム勤務する労働者、「非正規雇用労働者」は、パートタイム労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者（正規雇用労働者）に比べて短い労働者）及び有期雇用労働者（事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者）をいいます。
- 派遣労働者は派遣元事業主において算出し、派遣先の事業主の算出対象の非正規雇用労働者から除外します。
- なお、個々の事業主において、更に詳細な区分により、男女の賃金の差異の公表を任意で行うことは、何ら差し支えありません。

(参考) 本社と複数の支社がある場合 1 / 2

本社およびすべての支社のデータを積み上げて算出します。

本社		(本社)	女性	男性
正規 労働者		<u>総賃金 (A)</u> 人員数 (B)	<u>総賃金 (C)</u> 人員数 (D)	
非正規 労働者		<u>総賃金 (E)</u> 人員数 (F)	<u>総賃金 (G)</u> 人員数 (H)	

(●●支社)	女性	男性
正規 労働者	<u>総賃金 (a1)</u> 人員数 (b1)	<u>総賃金 (c1)</u> 人員数 (d1)
非正規 労働者	<u>総賃金 (e1)</u> 人員数 (f1)	<u>総賃金 (g1)</u> 人員数 (h1)

(△△支社)	女性	男性
正規 労働者	<u>総賃金 (a2)</u> 人員数 (b2)	<u>総賃金 (c2)</u> 人員数 (d2)
非正規 労働者	<u>総賃金 (e2)</u> 人員数 (f2)	<u>総賃金 (g2)</u> 人員数 (h2)

(参考) 本社と複数の支社がある場合 2 / 2



本社

+



●●支社

+



△△支社

	女性	男性
正規 労働者	$\frac{\text{総賃金 } (A+a1+a2)}{\text{人員数 } (B+b1+b2)}$	$\frac{\text{総賃金 } (C+c1+c2)}{\text{人員数 } (D+d1+d2)}$
非正規 労働者	$\frac{\text{総賃金 } (E+e1+e2)}{\text{人員数 } (F+f1+f2)}$	$\frac{\text{総賃金 } (G+g1+g2)}{\text{人員数 } (H+h1+h2)}$
全ての 労働者	$\frac{\text{総賃金 } (A+a1+a2+E+e1+e2)}{\text{人員数 } (B+b1+b2+F+f1+f2)}$	$\frac{\text{総賃金 } (C+c1+c2+G+g1+g2)}{\text{人員数 } (D+d1+d2+H+h1+h2)}$

(3) 総賃金について

総賃金の算出（源泉徴収簿を用いる場合）

源泉徴収簿を用いて、総賃金を算出することが可能です。

(1) 事業年度が4月～翌3月の企業の場合

令和4年							
		住 所		氏名 (フリガナ) (生年月日 例・大・昭・平・令 年 月 日)		整 理 番 号	
令和4年分 給与所得に 対する 源泉徴 収簿	月区分	支給月	総支給金額	社会保険料等控除額	年末調整による差額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
12							
計	①	②					
食 手 等							
賞 与 等							
計	④	⑤					

令和5年							
		住 所		氏名 (フリガナ) (生年月日 例・大・昭・平・令 年 月 日)		整 理 番 号	
令和4年分 給与所得に 対する 源泉徴 収簿	月区分	支給月	総支給金額	社会保険料等控除後の金額	扶養親族控除額	算出税額	前年の年末調整による過不足税額
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
12							
計	③						
食 手 等							
賞 与 等							
計	⑥						

給料・手当等の総支給額
(4～12月分と翌1～3月分)

賞与等の総支給額

事業年度が跨がる2年分の源泉徴収簿を用意し、事業年度に対応した期間内の支払額の合計が、一人の労働者の年間賃金となります。

これを、男女を分けて、正規、非正規、全ての労働者について足し上げることで、それぞれの総賃金となります。

総賃金の算出（源泉徴収簿を用いる場合）

(2) 事業年度が1月～12月の企業の場合

事業年度に対応した期間内の支払額の合計が、一人の労働者の年間賃金となります。

これを、男女を分けて、正規、非正規、全ての労働者について足し上げることで、それぞれの総賃金となります。

総賃金について

- 賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、**労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいいます。**
- ただし、**退職手当**は、年度を超える労務の対価という性格を有することから、また、**通勤手当**は、経費の実費弁償という性格を有することから、個々の事業主の判断により、それぞれ**「賃金」から除外する取扱いとして差し支えありません。**
- なお、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する「給与所得」は、上述の賃金の取扱いに合致します。

有価証券報告書を作成している場合の算出について

○有価証券報告書を作成する事業主は、有価証券報告書を作成する際に用いる

- ・「従業員」の範囲
- ・「平均年間給与」の計算に用いる給与の範囲

が、それぞれ、女性活躍推進法における「男女の賃金の差異」の算出の原則（「正規雇用労働者」の定義、「賃金」の定義）に適合している場合、有価証券報告書における「従業員」の「平均年間給与」の算出方法を踏まえて、男女別の平均年間賃金を算出して差し支えありません。

※有価証券報告書における「臨時従業員」についても、「非正規雇用労働者」の定義に適合している場合、その人員数の考え方を踏まえて、必要な算出を行って差し支えありません。

(4) 人員数について

人員数の算出

1. 基本的な考え方

- ・男女で異なる数え方をしないこと。
- ・初回の公表以降、**将来に向かって繰り返し行う公表を通じて一貫性ある方法**を採用すること。
- ・人員数の数え方を変更する必要が生じた場合は、人員数の数え方を変更した旨及び変更した理由について明記すること。

2. 具体例

- ・一の**事業年度の期首から期末までの連続する12か月の特定の日**（給与支払日、月の末日その他）の**労働者の人数の平均**を用いることが考えられます。

※この方法を用いる場合、人員数は勤務期間（勤務している月数）に応じて換算されていることに留意してください。

- ・パート労働者について、正規雇用労働者の所定労働時間等に応じて人員数を換算すること（正社員8時間、

パート社員4時間の場合に、パート社員を0.5人と集計すること）は必須ではありません。各事業主の実情に応じて判断してください。

3. 出向者等の扱い

個々の事業主において、従前の情報公表の方法も踏まえつつ、実情に応じて適切な方法を採用することで差し支えありません。ただし、男性・女性、正規雇用・非正規雇用で扱いは統一し、一貫性のある扱いをすることが必要です。

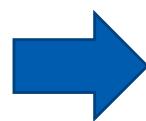
人員の考え方

1. 基本的な考え方

人員を数える 期間の単位	数え方	備考
月	各月の特定の日 （給与の支払日、月末日など）に雇用している労働者の数の 1か月平均	・源泉徴収簿を基に作業可能。 ・年度途中の入職（退職）や 産休・育休入り（復帰）も反映 可能。
時間	（上記の月単位に加えて） パートの所定労働時間を用いる。 (4時間勤務/日 = 1/2日・人)	必須ではない。 各事業主の実情に応じて、取り入れるか否かを判断してよい。

2. 補足

- なお、一の事業年度を通じ、労働者数及び男女比の変動がほとんど見られない等の事情がある事業主においては、事業年度の特定の日（例えば、事業年度の末日や年央の月の末日）に雇用している労働者の数をもって、男女の賃金の差異を計算する際の人員数として用いることも可能ですが、そのような事情等がない場合には、この人員数を用いることは適切ではありません。



対外的に説明できるよう、適切な数え方を採用してください

留意事項（育児短時間勤務等利用者）

育児短時間勤務等（育児短時間勤務、育児時間、介護短時間勤務等）について給与を短縮時間分だけ減額している場合、育児短時間勤務等の利用者が女性に偏っている現状があれば、男女の賃金の差異は、大きくなる可能性があります。

この場合、**育児短時間勤務等利用者の給与・人員を除外することは適切ではありません**。男女ともに育児や介護の制度を利用しやすい環境整備を進め、制度利用者の男女割合が均衡すれば、賃金の差異の縮小として反映されるからです。

育児短時間勤務等を利用した女性が多いといった事情については、先述した情報公表時の「説明欄」において、追加的な情報として公表することが適切です。

※ 育児短時間勤務制度を利用したことを理由とする不利益な取扱いは、育児・介護休業法で禁止されています。（例 給与や賞与の算定にあたり、短縮した時間に相当する割合を超えて減額すること）

待遇面でも不利益がないようにすることで、育児と仕事の両立を支援し、将来的な管理職・役職登用も見据えた雇用管理を行うことが重要です。

(参考) 事業年度が4月～3月の場合の人員数の算出

各月の人員数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
正規	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11	A12
非正規	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B8	B9	B10	B11	B12
全ての労働者	A1 + B1	A2 + B2	A3 + B3	A4 + B3	A5 + B5	A6 + B6	A7 + A7	A8 + B8	A9 + B9	A10 + B10	A11 + B11	A12 + B12

【正規労働者的人員数】

(単位:人)

$$(A1+A2+\cdots+A11+A12) \div 12 \text{ (ヶ月)}$$

【非正規労働者的人員数】

$$(B1+B2+\cdots+B11+B12) \div 12 \text{ (ヶ月)}$$

【全ての労働者的人員数】

$$\{ (A1+A2+\cdots+A11+A12) + (B1+B2+\cdots+B11+B12) \} \div 12 \text{ (ヶ月)}$$

男女の賃金の差異の公表イメージ（再掲）

例

公表日：2023年4月25日

全労働者、
正社員、
非正規社員
の三区分で
公表しま
す。 (必
須)

男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	81.5%
正社員	78.8%
非正規社員	83.3%

小数点第2位を四捨五入し、小数
点第1位まで表示 (必須)

該当者が存在しない区分（例えば
一方の性別の非正規社員を雇用し
ていない事業主においては、非正
規社員の区分）について、「-」
で記載してください。 (必須)

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで） (必須)

賃金：基本給、時間外労働手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

正社員：出向者については、当社から社外への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。

非正規社員：契約社員、パート社員、嘱託社員を含み、派遣社員を除く。

算出の前提とした重要な事項を記載することが望まれます。

例えば、

- ・賃金から除外した手当がある場合には、その具体的な名称等
- ・正規雇用労働者、非正規雇用労働者については、個々の事業主における呼称等に即して、
どのような労働者が該当しているか

さらに、自社の実情を正しく理解してもらうために『説明欄』を有効活用してください。（詳細は後述）

公表時期等について（301人以上企業）（再掲）

○男女の賃金差異の情報公表

令和4年7月8日以後、**最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。**

その後も毎年、事業年度の終了後おおむね3か月以内に公表する必要があります。

男女の賃金の差異の公表に当たっては、他の情報公表項目と同様に、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」や自社ホームページの利用その他の方法により、求職者等が容易に閲覧できるようにしてください。



**「女性の活躍推進企業データベース」
を是非ご活用ください！**



URL : <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

○男女の賃金差異の状況把握

情報公表を行った後の一般事業主行動計画の策定・変更にあたり、状況把握を行う必要があります。

民間企業における女性活躍促進事業（令和4年度新規事業）

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省委託「2022年度 民間企業における女性活躍促進事業」

女性活躍推進 説明会・相談会 2022

女性が活躍する新たなステージへ

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等が、2022年4月1日から、常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の企業にも義務付けられました。女性の活躍を推進することにより、多様な人材の確保、社員のモチベーション向上等、さまざまなメリットが期待できます。是非、アドバイザーによる個別企業支援を活用し、自社の取り組みを進め、女性活躍を促進しましょう !!

参加・相談 無料

オンライン説明会：29回開催
※オンライン説明会とは、インターネット上で行う説明会です。

会場開催：17都市で開催
(札幌・東京・名古屋・大阪・福岡など)

詳しくは、専用HPをご覧ください。

～女性が活躍する新たなステージへ～
あなたの企業の女性活躍をきめ細やかに支援します！

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等が、2022年4月1日から、常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の企業にも義務付けられました。女性の活躍を促進することにより、多様な人材の確保、社員のモチベーション向上等、さまざまなメリットが期待できます。是非、アドバイザーによる個別企業支援を活用し、自社の取り組みを進め、女性活躍を促進しましょう !!

専門家による相談・支援無料

女性活躍を進めるために、何から始めればよいのか、どのように取り組めばよいのか、悩んでいませんか？

アドバイザー（社会保険労務士、中小企業診断士等）による無料の支援サービスをご活用ください。
貴社の女性活躍推進における課題発見をサポートし、一般事業主行動計画の策定等の支援や、課題解決・目標達成に向け、アドバイスします。



中小企業を中心とした企業を対象に、説明会・相談会の開催、アドバイザーによる無料の支援を実施中です。

詳しくは専用HPをご覧ください。 専用HP：<https://joseikatsuyaku.com/>

